

集落排水施設をご利用のみなさまへ

使用人員が増減したら届出を!

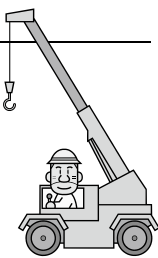
転入・転出・死亡・出産等により、集落排水施設の使用人員に変更が生じた場合は、使用料金変更に係る届出が必要となります。

【詳しくは】
上下水道課
☎22-4814
【田尻地区の方は】
中津支所住民福祉課
☎54-0324
までお問い合わせ下さい。

労働安全衛生法に基づく

免許試験案内

近畿安全衛生技術センターでは、ボイラー技士、クレーン運転士や衛生管理者など、労働安全衛生法に基づく各種資格の免許試験を実施し、労働災害を防止する為、有資格者の充足を推進しています。詳しくは、右記まで。



近畿安全衛生技術センター
☎079-438-8481
<http://www.exam.or.jp/>

婦人科検診(子宮がん)のお知らせ

本年4月から川辺地区の子宮がん検診は、保健所及び産婦人科医師の都合により検診バスによる検診を廃止し、医療機関で受診していただくことになりました。

受診にあたっては4月中に20歳から74歳(平成20年3月31日現在)までの方に「受診券」を送付させていただきます。

なお、中津地区、美山地区の方は今までどおり検診バスによる検診を実施いたしますが、医療機関で受診を希望される方は役場支所へお申し出下さい。

お問い合わせは
本 庁 保健福祉課 ☎22-9041
中津支所 住民福祉課 ☎54-0324
美山支所 住民福祉課 ☎56-0394

国民健康保険
からのお知らせ

19年4月から高額な医療費の窓口負担が緩和されます。

～医療機関の窓口で、多額の現金を支払う必要がなくなります～

- 70歳未満の人が入院したとき、平成19年3月までは、自己負担分3割を支払い、あとから申請により限度額を超えた分が高額医療費として支給されていましたが、町役場等で申請することにより交付される「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、入院時の窓口での支払いが、下記の限度額となります。ただし、国保税を滞納している方は納税相談が必要です。



自己負担限度額(月額)

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降
上位所得者	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般(課税)	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

◎過去12ヶ月間に、ひとつの世帯で高額療養費の支払いが4回あった場合の4回目以降の限度額。

◎食事療養費、差額ベッド代等は対象になりません。

申請時持参するもの

- ◎国民健康保険証
- ◎印鑑

※ご不明な点があれば、旧中津・美山の国保被保険者の方は、中津支所(☎54-0324)か、美山支所(☎56-0394)の住民福祉課へ、また旧川辺の国保被保険者の方は、本庁税務課(☎22-8841)か、御坊市外三ヶ町国民健康保険事務組合(☎22-1115)へお問い合わせください。

国民年金保険料の納付は割引のある前納制度を!

19年度の月額保険料は、14,100円です。4月上旬に国民年金保険料の納付書が送られますが、一年前納、半年前納（前期・後期）の納付書も添付されていますので、割引のある前納制度を是非ご利用下さい!

1年分を納付書(現金)で前納すると

169,200円→166,200円へ
3,000円割引

6カ月を納付書(現金)で前納すると

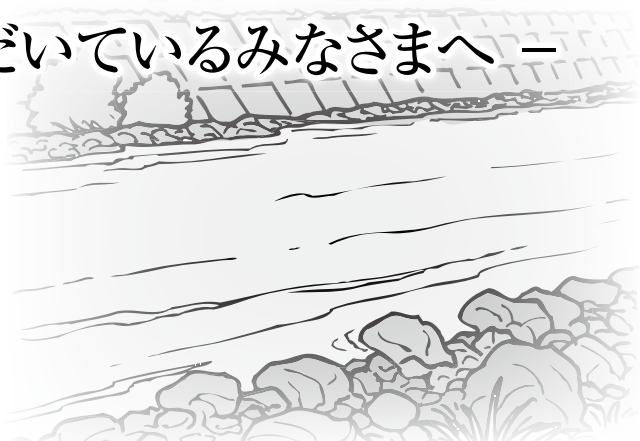
84,600円→83,910円へ
690円割引
1年で1,380円の割引になります。

※口座振替の早割(当月末振替)制度を利用すれば1カ月につき50円割引となります。

※学生で所得が少ない人は、**学生納付特例制度**の申請により在学期間中の保険料を後払いにできます。特例の期間は4月から翌年の3月までなので、毎年申請が必要です。手続きは、年金手帳、学生証明書の写または在学証明書、印鑑を持参のうえ住民課、各支所住民福祉課、寒川出張所へ。

— 浄化槽をご使用いただいているみなさまへ —

浄化槽は、生活雑排水を微生物の働きを利用して処理し、きれいな水にして放流する施設です。微生物が活発に活動できないとその処理能力が低下し、悪臭がしたり、最悪な場合、汚物がそのまま側溝に流れ出したりするなど、浄化槽の機能を十分に発揮することができません。そのため浄化槽の所有者や使用者(浄化槽管理者)には、浄化槽法で規定された『法定検査』『保守点検』『清掃』の法的な義務があります。



単独処理浄化槽	トイレの排水のみ処理します。(新規に設置出来ません。)
合併処理浄化槽	トイレの排水と生活雑排水を併せて処理します。

【維持管理と検査の種類】

法定検査	7条検査	浄化槽使用開始後3～8ヶ月の間に受ける検査で、浄化槽の工事が適正に施工され、浄化槽が有効に働いているか判断するものです。
	11条検査	毎年1回、定期的に受ける検査で、浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、正常な状態に維持されているかを総合的に判断するものです。
法定検査は、社団法人 和歌山県水質保全センター が実施します。 ☎073-432-6433		
保守点検	本体や付属部品の点検と調整、消毒剤の補充、汚泥などの蓄積状況を調べ、清掃時期を判断するものです。保守点検の回数は、浄化槽の種類や規模によって異なります。	
	保守点検は、浄化槽管理士資格を有する保守点検業者が実施します。	
清 掃	浄化槽の槽内に汚泥などが蓄積されて、放置すると浄化槽の機能の低下や汚物の流出、悪臭の原因となるため、定期的にバキューム車で汚泥の抜き取りを行います。	
	毎年1回、町長の許可を受けた業者が行っており、住んでいる地区により業者が違います。	

【お問い合わせ先】 生活環境課 ☎22-2048